

令和5年度第2回  
富田林市都市計画審議会

議 案 書

日時 : 令和5年11月1日(水)午後2時00分から  
場所 : 富田林市役所 3階 庁議室

令和5年度第2回  
富田林市都市計画審議会  
付議案件一覧表

議案 番号	案 件 名	決定 権者	頁
1	南部大阪都市計画伏山二・三丁目地区地区計画について（付議）	市	1
2	南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）	市	5

富都計第630号  
令和5年10月20日

富田林市都市計画審議会  
会長 増田 昇 様

富田林市長 吉村 善美

南部大阪都市計画伏山二・三丁目地区地区計画について（付議）

標記について、都市計画法第19条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

## 理 由

本地区は、平成31年3月改定の「富田林市都市計画マスタープラン」における「土地利用調整エリア」であり、かつ、「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」の土地利用構想では「市街地ゾーン」として位置づけされている地区である。

また、本地区は、南海高野線の金剛駅と滝谷駅の間に位置し、利便性が高い地域であることから、周囲の既存集落地や耕作地の環境に配慮した都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図り、地域のまちづくりに寄与できる良好な市街地形成を図るため、地区計画を決定するものである。

南部大阪都市計画地区計画の決定(富田林市決定)

都市計画伏山二・三丁目地区地区計画を次のように決定する。

名称		伏山二・三丁目地区地区計画	
位置		富田林市伏山二・三丁目地内	
面積		約 11.0ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、平成 31 年 3 月改定の「富田林市都市計画マスタープラン」における「土地利用調整エリア」であり、かつ、「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」の土地利用構想では「市街地ゾーン」として位置づけられている地区である。</p> <p>また、本地区は、南海高野線の金剛駅と滝谷駅の中間に位置し、利便性が高い地域であることから、周囲の既存集落地や耕作地の環境に配慮した都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図り、地域のまちづくりに寄与できる良好な市街地形成を図るものである。</p>	
	土地利用の方針	周辺の自然環境と調和した緑豊かな、ゆとりとうるおいのある低層の戸建住宅地を配置した土地利用を行う。	
	地区施設の整備の方針	良好な土地利用を図るため、道路、公園及び調整池について地区施設として位置づけ、整備を行う。	
	建築物等の整備の方針	建築物の用途の制限及び建築物の形態又は意匠、垣又はさくの構造の制限を行うことにより、周辺の自然環境や景観と調和した健全で良好な都市空間の形成を図る。	
	その他、当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	造成及び防災計画は、周辺地域及び自然環境に影響がないよう細心の注意で計画し、将来においても災害などが生じないように計画する。	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	<p>幹線道路：幅員 12m（車道 7m、両端歩道 2.5m）、延長約 600m</p> <p>区画道路：幅員 6m及び 3m、延長約 2,900m</p>
		公園	<p>公園 ①：約 3,200 m<sup>2</sup></p> <p>公園 ②：約 1,000 m<sup>2</sup></p>
		緑地	<p>緑地 ①：約 9,000 m<sup>2</sup></p> <p>緑地 ②：約 700 m<sup>2</sup></p> <p>緑地 ③：約 4,400 m<sup>2</sup></p> <p>緑地 ④：約 200 m<sup>2</sup></p> <p>緑地 ⑤：約 700 m<sup>2</sup></p> <p>緑地 ⑥：約 400 m<sup>2</sup></p> <p>緑地 ⑦：約 300 m<sup>2</sup></p> <p>緑地 ⑧：約 2,900 m<sup>2</sup></p> <p>緑地 ⑨：約 400 m<sup>2</sup></p> <p>緑地 ⑩：約 300 m<sup>2</sup></p> <p>緑地 ⑪：約 300 m<sup>2</sup></p> <p>緑地 ⑫：約 100 m<sup>2</sup></p>
		その他公共施設	<p>調整池①：約 3,000 m<sup>2</sup></p> <p>調整池②：約 600 m<sup>2</sup></p>
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1)住宅（長屋を除く。以下この項において同じ。）</p> <p>(2)住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令第 130 条の 3 で定めるもの</p> <p>(3)集会所</p> <p>(4)診療所</p> <p>(5)前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第 130 条の 5 で定めるものを除く。）</p>	
	建築物の容積率の最高限度	10 分の 10	
	建築物の建蔽率の最高限度	10 分の 5。ただし、建築基準法第 53 条第 3 項第 2 号の規定により、大阪府知事が指定する敷地の内にある建築物にあつては、10 分の 6。	

	建築物の敷地面積の最低限度	150 m <sup>2</sup>
	壁面の位置の制限	外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度は、1.0mとする。ただし、外壁等の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が建築基準法施行令第135条の22各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
	建築物等の高さの最高限度	(1) 建築物の高さは、10mとする。 (2) 建築物の高さの算定については、建築基準法施行令第2条第1項第6号のロ及びハに定めるところによる。 (3) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、5mを加えたものとする。
	垣又はさくの構造の制限	道路境界及び隣地境界に面する透視不可能な塀の高さの最高限度は、宅地地盤面から1.2mとする。ただし、生垣又は透視可能なフェンスについては、この限りでない。
	建築物等の形態又は意匠の制限	(1) 建築物の敷地の地盤面の高さは、造成工事竣工時の高さより変更してはならない。ただし、整地、造園及び車庫の設置等のための必要最小限度の変更は、この限りでない。 (2) 自動車の出入口は、歩道のある道路側に設置しない。ただし、敷地に面している道路が歩道のある道路のみである場合は除く。 (3) 屋根、外壁等の形態及び色彩は、景観に配慮するとともに良好な周辺環境に調和し、落ち着いた形状及び色合いのものとする。
	建築物の緑化率の最低限度	10分の1

富都計第630号  
令和5年10月20日

富田林市都市計画審議会  
会長 増田 昇 様

富田林市長 吉村 善美

南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

標記について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

## 理 由

喜志町一丁目 3 地区ほか 28 地区について、生産緑地法第 3 条の規定に基づく都市計画決定権者の判断による区域変更並びに生産緑地法第 8 条の規定に基づく公共施設の設置並びに生産緑地法第 10 条の規定に基づく買取り申出後の行為制限解除による区域変更並びに廃止を行うものである。



## 令和5年度南部大阪都市計画生産緑地地区 新旧対照表

名 称	位 置	変更前 変更後 面積 (ha)	追 加・ 区域変更・ 廃止の別	変 更 理 由	備 考
喜志町一丁目 3	喜志町一丁目地内	約 $\frac{1.27}{1.25}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 令和5年3月7日
喜志町一丁目 5	喜志町一丁目地内	約 $\frac{0.40}{0.30}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 令和5年3月1日
喜志町二丁目 7	喜志町二丁目地内	約 $\frac{0.21}{0.23}$	区域変更	都市計画決定権者の判断による追加	
川面町二丁目 2	川面町二丁目地内	約 $\frac{0.05}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による廃止	制限解除日 令和5年3月22日
中野町 三丁目1	中野町三丁目地内	約 $\frac{0.38}{0.13}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 令和5年3月1日 令和5年3月5日 令和5年4月11日
中野町東 一丁目3	中野町東一丁目地内	約 $\frac{0.10}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による廃止	制限解除日 令和5年3月1日
若松町五丁目 5	若松町五丁目地内	約 $\frac{0.98}{0.83}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による区域変更 生産緑地法第8条による公共施設等(市道)の設置による区域変更	制限解除日 令和5年4月25日 生産緑地法 第8条通知日 令和5年3月10日
若松町五丁目 10	若松町五丁目地内	約 $\frac{-}{0.10}$	追加	若松町五丁目5の分断による地区の追加	
富田林町 1	富田林町地内	約 $\frac{0.06}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による廃止	制限解除日 令和5年3月12日
甲田 13	甲田五丁目地内	約 $\frac{1.35}{1.21}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 令和5年3月12日
甲田 29	甲田二丁目地内	約 $\frac{0.37}{0.31}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 令和5年3月8日
甲田 46	甲田五丁目地内	約 $\frac{-}{0.05}$	追加	甲田13の分断による地区の追加	
新家 2	新家一丁目地内	約 $\frac{0.12}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による廃止	制限解除日 令和5年3月7日
廿山 I 12	廿山一丁目地内	約 $\frac{0.07}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による廃止	制限解除日 令和5年3月5日
五軒家二丁目 1	五軒家二丁目地内	約 $\frac{0.38}{0.36}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 令和5年3月16日
五軒家二丁目 2	五軒家二丁目地内	約 $\frac{0.08}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による廃止	制限解除日 令和5年3月1日
五軒家二丁目 4	五軒家二丁目地内	約 $\frac{0.06}{0.04}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 令和5年4月26日
加太 6	加太三丁目地内	約 $\frac{0.2}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による廃止	制限解除日 令和5年3月16日
錦織 2	錦織東一丁目地内	約 $\frac{0.21}{0.12}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 令和5年4月24日

名 称	位 置	変更前 変更後 面積 (ha)	追 加・ 区域変更・ 廃止の別	変 更 理 由	備 考
錦織 3	錦織東一丁目地内	約 $\frac{0.43}{0.34}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 令和5年7月21日
錦織 16	錦織南一丁目地内	約 $\frac{3.4}{3.18}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 令和5年3月2日 令和5年3月6日
錦織 33	錦織東一丁目地内	約 $\frac{-}{0.07}$	追加	錦織3の分断による地区の追加	
須賀 5	須賀一丁目地内	約 $\frac{0.24}{0.22}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 令和5年6月30日
須賀 6	須賀一丁目地内	約 $\frac{0.27}{0.23}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 令和5年6月30日
須賀 10	須賀二丁目地内	約 $\frac{0.09}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による廃止	制限解除日 令和5年6月30日
西板持町 七丁目1	西板持町七丁目地内	約 $\frac{0.06}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による廃止	制限解除日 令和5年3月2日
西板持町 八丁目2	西板持町八丁目地内	約 $\frac{0.21}{0.10}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 令和5年6月2日
藤沢台六丁目 1	藤沢台六丁目地内	約 $\frac{0.40}{0.08}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 令和5年6月2日
津々山台 四丁目1	津々山台四丁目地内	約 $\frac{0.06}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による廃止	制限解除日 令和5年3月26日
変更地区 合 計	29地区	約 $\frac{11.45}{9.15}$	計 区域変更 16地区 廃 止 10地区 追 加 3地区		
区域合計	$\frac{262}{255}$ 地区	約 $\frac{52.81}{50.51}$			

## 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更(富田林市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考
木戸山町2	富田林市 木戸山町地内	約 0.18 ha	
木戸山町4	富田林市 木戸山町地内	約 0.05 ha	
木戸山町5	富田林市 木戸山町地内	約 0.04 ha	
木戸山町6	富田林市 木戸山町地内	約 0.04 ha	
喜志町一丁目2	富田林市 喜志町一丁目地内	約 0.08 ha	
喜志町一丁目3	富田林市 喜志町一丁目地内	約 1.25 ha	
喜志町一丁目5	富田林市 喜志町一丁目地内	約 0.30 ha	
喜志町一丁目6	富田林市 喜志町一丁目地内	約 0.07 ha	
喜志町二丁目1	富田林市 喜志町二丁目地内	約 0.12 ha	
喜志町二丁目2	富田林市 喜志町二丁目地内	約 0.24 ha	
喜志町二丁目4	富田林市 喜志町二丁目地内	約 0.25 ha	
喜志町二丁目5	富田林市 喜志町二丁目地内	約 0.05 ha	
喜志町二丁目6	富田林市 喜志町二丁目地内	約 0.06 ha	
喜志町二丁目7	富田林市 喜志町二丁目地内	約 0.23 ha	
喜志町二丁目8	富田林市 喜志町二丁目地内	約 0.06 ha	
喜志町三丁目1	富田林市 喜志町三丁目地内	約 0.08 ha	
喜志町三丁目2	富田林市 喜志町三丁目地内	約 0.09 ha	
喜志町三丁目3	富田林市 喜志町三丁目地内	約 0.06 ha	
喜志町四丁目1	富田林市 喜志町四丁目地内	約 0.11 ha	
旭ヶ丘町2	富田林市 旭ヶ丘町地内	約 0.13 ha	
平町一丁目2	富田林市 平町一丁目地内	約 0.15 ha	
梅の里一丁目3	富田林市 梅の里一丁目地内	約 0.09 ha	
梅の里二丁目1	富田林市 梅の里二丁目地内	約 0.18 ha	
梅の里二丁目2	富田林市 梅の里二丁目地内	約 0.05 ha	
梅の里二丁目3	富田林市 梅の里二丁目地内	約 0.16 ha	
梅の里三丁目2	富田林市 梅の里三丁目地内	約 0.08 ha	
梅の里四丁目1	富田林市 梅の里四丁目地内	約 0.10 ha	
桜井町一丁目1	富田林市 桜井町一丁目地内	約 0.36 ha	
桜井町一丁目2	富田林市 桜井町一丁目地内	約 0.10 ha	
桜井町一丁目5	富田林市 桜井町一丁目地内	約 0.31 ha	
桜井町一丁目6	富田林市 川面町一丁目地内	約 0.07 ha	
桜井町一丁目7	富田林市 桜井町一丁目地内	約 0.08 ha	
桜井町一丁目8	富田林市 桜井町一丁目地内	約 0.21 ha	
桜井町一丁目9	富田林市 桜井町一丁目地内	約 0.05 ha	

名 称	位 置	面 積	備 考
中野町二丁目1	富田林市 中野町二丁目地内	約 0.07 ha	
中野町二丁目2	富田林市 中野町二丁目地内	約 0.21 ha	
中野町二丁目3	富田林市 中野町二丁目地内	約 0.23 ha	
中野町三丁目1	富田林市 中野町三丁目地内	約 0.13 ha	
中野町三丁目2	富田林市 中野町三丁目及び 中野町二丁目地内	約 0.50 ha	
中野町三丁目4	富田林市 中野町三丁目地内	約 0.13 ha	
中野町東一丁目1	富田林市 中野町東一丁目地内	約 0.13 ha	
中野町東一丁目2	富田林市 中野町東一丁目地内	約 0.14 ha	
中野町東一丁目4	富田林市 中野町東一丁目地内	約 0.07 ha	
中野町東一丁目5	富田林市 中野町東一丁目地内	約 0.08 ha	
若松町二丁目1	富田林市 若松町二丁目地内	約 0.05 ha	
若松町三丁目1	富田林市 若松町三丁目地内	約 0.10 ha	
若松町三丁目2	富田林市 若松町三丁目地内	約 0.16 ha	
若松町三丁目3	富田林市 若松町三丁目地内	約 0.05 ha	
若松町四丁目1	富田林市 若松町四丁目地内	約 0.09 ha	
若松町四丁目2	富田林市 若松町四丁目地内	約 0.16 ha	
若松町四丁目3	富田林市 若松町四丁目地内	約 0.23 ha	
若松町四丁目5	富田林市 若松町四丁目地内	約 0.05 ha	
若松町五丁目1	富田林市 若松町五丁目地内	約 0.25 ha	
若松町五丁目3	富田林市 若松町五丁目地内	約 0.11 ha	
若松町五丁目5	富田林市 若松町五丁目地内	約 0.83 ha	狭山河南線
若松町五丁目7	富田林市 若松町五丁目地内	約 0.23 ha	
若松町五丁目8	富田林市 若松町五丁目地内	約 0.08 ha	
若松町五丁目9	富田林市 若松町五丁目地内	約 0.06 ha	
若松町五丁目10	富田林市 若松町五丁目地内	約 0.10 ha	
若松町西二丁目3	富田林市 若松町西二丁目地内	約 0.06 ha	
若松町西二丁目4	富田林市 若松町西二丁目地内	約 0.05 ha	
若松町西三丁目1	富田林市 若松町西三丁目地内	約 0.10 ha	狭山河南線
若松町西三丁目2	富田林市 若松町西三丁目地内	約 0.46 ha	狭山河南線
若松町東一丁目2	富田林市 若松町東一丁目地内	約 0.08 ha	
若松町東一丁目4	富田林市 若松町東一丁目地内	約 0.06 ha	
若松町東一丁目5	富田林市 若松町東一丁目地内	約 0.14 ha	
若松町東一丁目6	富田林市 若松町東一丁目地内	約 0.15 ha	
若松町東一丁目7	富田林市 若松町東一丁目地内	約 0.37 ha	
若松町東一丁目8	富田林市 若松町東一丁目地内	約 0.33 ha	
若松町東一丁目9	富田林市 若松町東一丁目地内	約 0.08 ha	北大伴東板持線

名 称	位 置	面 積	備 考
若松町東一丁目10	富田林市 若松町東一丁目地内	約 0.17 ha	
若松町東二丁目3	富田林市 若松町東二丁目地内	約 0.15 ha	
清水町1	富田林市 清水町地内	約 0.06 ha	
新堂1	富田林市 大字新堂地内	約 0.18 ha	
昭和町一丁目1	富田林市 昭和町一丁目地内	約 0.29 ha	
昭和町一丁目2	富田林市 昭和町一丁目地内	約 0.16 ha	
昭和町二丁目1	富田林市 昭和町二丁目地内	約 0.11 ha	
昭和町二丁目2	富田林市 昭和町二丁目地内	約 0.10 ha	
昭和町二丁目5	富田林市 昭和町二丁目地内	約 0.25 ha	
昭和町二丁目6	富田林市 昭和町二丁目地内	約 0.11 ha	
寿町一丁目3	富田林市 寿町一丁目地内	約 0.14 ha	
寿町二丁目1	富田林市 寿町二丁目地内	約 0.05 ha	
寿町二丁目2	富田林市 寿町二丁目地内	約 0.05 ha	
寿町二丁目3	富田林市 寿町二丁目地内	約 0.05 ha	
寿町三丁目3	富田林市 寿町三丁目地内	約 0.06 ha	
寿町四丁目1	富田林市 寿町四丁目地内	約 0.06 ha	
寿町四丁目2	富田林市 寿町四丁目地内	約 0.09 ha	
寿町四丁目6	富田林市 寿町四丁目地内	約 0.20 ha	
寿町四丁目8	富田林市 寿町四丁目地内	約 0.13 ha	
富美ヶ丘町1	富田林市 富美ヶ丘町地内	約 0.14 ha	
甲田2	富田林市 甲田一丁目地内	約 0.38 ha	
甲田3	富田林市 甲田一丁目地内	約 0.43 ha	
甲田4	富田林市 甲田一丁目地内	約 0.24 ha	
甲田5	富田林市 甲田一丁目地内	約 0.09 ha	
甲田6	富田林市 甲田一丁目地内	約 0.35 ha	
甲田8	富田林市 甲田六丁目地内	約 0.28 ha	
甲田11	富田林市 宮甲田町地内	約 0.28 ha	
甲田13	富田林市 甲田五丁目地内	約 1.21 ha	
甲田15	富田林市 甲田四丁目及び 新家一丁目地内	約 0.39 ha	
甲田16	富田林市 新家一丁目地内	約 0.05 ha	
甲田17	富田林市 甲田四丁目地内	約 0.18 ha	
甲田19	富田林市 甲田三丁目地内	約 0.08 ha	
甲田20	富田林市 甲田三丁目地内	約 0.07 ha	甲田桜井線
甲田22	富田林市 甲田二丁目地内	約 0.09 ha	甲田桜井線
甲田25	富田林市 甲田二丁目地内	約 0.08 ha	
甲田26	富田林市 甲田二丁目地内	約 0.17 ha	

名 称	位 置	面 積	備 考
甲田27	富田林市 甲田一丁目地内	約 0.21 ha	
甲田28	富田林市 甲田二丁目地内	約 0.93 ha	甲田桜井線
甲田29	富田林市 甲田二丁目地内	約 0.31 ha	甲田桜井線
甲田30	富田林市 甲田二丁目地内	約 0.26 ha	
甲田31	富田林市 甲田三丁目地内	約 0.06 ha	
甲田33	富田林市 甲田二丁目地内	約 0.39 ha	
甲田34	富田林市 甲田六丁目地内	約 0.28 ha	
甲田36	富田林市 宮甲田町地内	約 0.10 ha	
甲田37	富田林市 甲田三丁目地内	約 0.13 ha	
甲田39	富田林市 甲田三丁目地内	約 0.17 ha	甲田桜井線
甲田40	富田林市 甲田六丁目地内	約 0.05 ha	
甲田41	富田林市 甲田一丁目地内	約 0.23 ha	
甲田42	富田林市 甲田六丁目地内	約 0.10 ha	
甲田43	富田林市 甲田三丁目地内	約 0.18 ha	
甲田44	富田林市 甲田一丁目地内	約 0.18 ha	
甲田45	富田林市 甲田六丁目地内	約 0.12 ha	
甲田46	富田林市 甲田五丁目地内	約 0.05 ha	
新家3	富田林市 新家二丁目地内	約 0.23 ha	
新家4	富田林市 新家二丁目地内	約 0.05 ha	
新家5	富田林市 新家一丁目地内	約 0.07 ha	
廿山 I 1	富田林市 廿山二丁目地内	約 0.09 ha	
廿山 I 3	富田林市 廿山二丁目地内	約 0.12 ha	
廿山 I 4	富田林市 廿山二丁目地内	約 0.05 ha	
廿山 I 5	富田林市 廿山一丁目地内	約 0.05 ha	
廿山 I 6	富田林市 廿山二丁目地内	約 0.53 ha	
廿山 I 7	富田林市 廿山二丁目地内	約 0.28 ha	
廿山 I 8	富田林市 廿山二丁目地内	約 0.06 ha	
廿山 I 9	富田林市 廿山二丁目地内	約 0.17 ha	
廿山 I 10	富田林市 廿山一丁目地内	約 0.06 ha	
廿山 I 11	富田林市 廿山一丁目地内	約 0.06 ha	
廿山 I 13	富田林市 廿山一丁目地内	約 0.06 ha	
廿山 I 16	富田林市 廿山二丁目地内	約 0.09 ha	
廿山 II 1	富田林市 桜ヶ丘町地内	約 0.11 ha	
廿山 II 2	富田林市 桜ヶ丘町地内	約 0.16 ha	
廿山 II 3	富田林市 新家二丁目地内	約 0.06 ha	
五軒家一丁目2	富田林市 五軒家一丁目地内	約 0.18 ha	
五軒家一丁目3	富田林市 五軒家一丁目地内	約 1.10 ha	

名 称	位 置	面 積	備 考
五軒家一丁目4	富田林市 五軒家一丁目地内	約 0.03 ha	
五軒家二丁目1	富田林市 五軒家二丁目地内	約 0.36 ha	
五軒家二丁目4	富田林市 五軒家二丁目地内	約 0.04 ha	
五軒家二丁目5	富田林市 五軒家二丁目地内	約 0.46 ha	
五軒家二丁目7	富田林市 五軒家二丁目地内	約 0.29 ha	
加太1	富田林市 加太一丁目地内	約 0.83 ha	
加太2	富田林市 加太一丁目地内	約 0.07 ha	
加太3	富田林市 加太一丁目地内	約 0.08 ha	
加太4	富田林市 加太三丁目地内	約 0.39 ha	
加太5	富田林市 加太三丁目地内	約 0.06 ha	
加太7	富田林市 加太二丁目地内	約 0.22 ha	
加太8	富田林市 加太二丁目地内	約 0.08 ha	
加太9	富田林市 加太三丁目地内	約 0.10 ha	
加太15	富田林市 加太一丁目地内	約 0.21 ha	
加太16	富田林市 加太一丁目地内	約 0.03 ha	
錦織1	富田林市 錦織北一丁目地内	約 0.54 ha	
錦織2	富田林市 錦織東一丁目地内	約 0.12 ha	
錦織3	富田林市 錦織東一丁目地内	約 0.34 ha	
錦織6	富田林市 錦織北二丁目地内	約 0.21 ha	
錦織9	富田林市 錦織南一丁目地内	約 0.13 ha	
錦織10	富田林市 錦織南一丁目地内	約 0.64 ha	
錦織11	富田林市 錦織南一丁目地内	約 0.25 ha	
錦織12	富田林市 錦織南一丁目地内	約 0.06 ha	
錦織13	富田林市 錦織北三丁目地内	約 0.11 ha	
錦織14	富田林市 錦織南一丁目地内	約 0.15 ha	
錦織16	富田林市 錦織南一丁目地内	約 3.18 ha	
錦織19	富田林市 大字須賀地内	約 0.07 ha	
錦織20	富田林市 錦織南一丁目地内	約 0.11 ha	
錦織21	富田林市 錦織南一丁目地内	約 0.05 ha	
錦織22	富田林市 錦織南二丁目地内	約 0.06 ha	
錦織23	富田林市 錦織南二丁目地内	約 0.14 ha	
錦織25	富田林市 錦織南一丁目地内	約 0.08 ha	
錦織26	富田林市 錦織中二丁目地内	約 0.37 ha	
錦織28	富田林市 錦織南一丁目地内	約 0.12 ha	
錦織30	富田林市 錦織中二丁目地内	約 0.04 ha	
錦織31	富田林市 錦織中一丁目地内	約 0.09 ha	
錦織32	富田林市 錦織南一丁目地内	約 0.03 ha	

名 称	位 置	面 積	備 考
錦織33	富田林市 錦織東一丁目地内	約 0.07 ha	
須賀1	富田林市 須賀一丁目地内	約 0.15 ha	
須賀2	富田林市 須賀一丁目地内	約 0.31 ha	
須賀3	富田林市 須賀一丁目地内	約 0.42 ha	
須賀4	富田林市 須賀一丁目地内	約 0.06 ha	
須賀5	富田林市 須賀一丁目地内	約 0.22 ha	
須賀6	富田林市 須賀一丁目地内	約 0.23 ha	
須賀7	富田林市 須賀一丁目地内	約 0.14 ha	
須賀8	富田林市 須賀一丁目地内	約 0.09 ha	
須賀9	富田林市 須賀一丁目及び 須賀二丁目地内	約 0.16 ha	
須賀11	富田林市 須賀二丁目地内	約 0.05 ha	
須賀12	富田林市 須賀二丁目地内	約 0.05 ha	
須賀13	富田林市 須賀二丁目地内	約 0.08 ha	
須賀15	富田林市 須賀二丁目地内	約 0.18 ha	
須賀16	富田林市 須賀二丁目地内	約 0.18 ha	
須賀18	富田林市 須賀二丁目及び 須賀三丁目地内	約 0.12 ha	
須賀19	富田林市 須賀三丁目地内	約 0.05 ha	
須賀20	富田林市 須賀三丁目地内	約 0.11 ha	
彼方1	富田林市 大字彼方地内	約 0.10 ha	
彼方2	富田林市 大字彼方地内	約 0.31 ha	
西板持町七丁目2	富田林市 西板持町七丁目地内	約 0.26 ha	
西板持町七丁目3	富田林市 西板持町七丁目地内	約 0.07 ha	
西板持町八丁目1	富田林市 西板持町八丁目地内	約 0.22 ha	
西板持町八丁目2	富田林市 西板持町八丁目地内	約 0.10 ha	
川向町1	富田林市 川向町地内	約 0.37 ha	
山中田町一丁目2	富田林市 山中田町一丁目地内	約 0.05 ha	
山中田町二丁目1	富田林市 山中田町二丁目地内	約 0.13 ha	
山中田町二丁目3	富田林市 山中田町二丁目地内	約 0.19 ha	
山中田町二丁目4	富田林市 山中田町二丁目地内	約 0.10 ha	
山中田町二丁目6	富田林市 山中田町二丁目地内	約 0.32 ha	
南大伴町一丁目1	富田林市 南大伴町一丁目地内	約 0.83 ha	
南大伴町一丁目2	富田林市 南大伴町一丁目地内	約 0.06 ha	
南大伴町二丁目1	富田林市 南大伴町二丁目地内	約 0.05 ha	
南大伴町三丁目1	富田林市 南大伴町三丁目地内	約 0.49 ha	
北大伴町一丁目1	富田林市 北大伴町一丁目地内	約 0.08 ha	
北大伴町一丁目2	富田林市 北大伴町一丁目地内	約 0.19 ha	



名 称	位 置	面 積	備 考
北大伴町二丁目1	富田林市 北大伴町二丁目及び 北大伴町三丁目地内	約 0.76 ha	
北大伴町二丁目2	富田林市 北大伴町二丁目地内	約 0.15 ha	
北大伴町三丁目1	富田林市 北大伴町三丁目地内	約 0.74 ha	
高辺台二丁目1	富田林市 高辺台二丁目地内	約 0.10 ha	
高辺台二丁目2	富田林市 高辺台二丁目地内	約 0.31 ha	
高辺台二丁目3	富田林市 高辺台二丁目地内	約 0.25 ha	
高辺台二丁目5	富田林市 高辺台二丁目地内	約 0.21 ha	
高辺台二丁目6	富田林市 高辺台二丁目地内	約 0.09 ha	
高辺台三丁目1	富田林市 高辺台三丁目地内	約 0.07 ha	
高辺台三丁目2	富田林市 高辺台三丁目地内	約 0.15 ha	
高辺台三丁目3	富田林市 高辺台三丁目地内	約 0.23 ha	
寺池台一丁目3	富田林市 寺池台一丁目地内	約 0.59 ha	
寺池台二丁目1	富田林市 寺池台二丁目地内	約 0.07 ha	
寺池台二丁目2	富田林市 寺池台二丁目地内	約 0.05 ha	
寺池台三丁目1	富田林市 寺池台三丁目地内	約 0.10 ha	
藤沢台三丁目1	富田林市 藤沢台三丁目地内	約 0.59 ha	
藤沢台三丁目2	富田林市 藤沢台三丁目地内	約 0.12 ha	
藤沢台三丁目3	富田林市 藤沢台三丁目地内	約 0.06 ha	
藤沢台六丁目1	富田林市 藤沢台六丁目地内	約 0.08 ha	
藤沢台六丁目2	富田林市 藤沢台六丁目地内	約 0.05 ha	
藤沢台六丁目3	富田林市 藤沢台六丁目地内	約 0.05 ha	
藤沢台六丁目5	富田林市 藤沢台六丁目地内	約 0.06 ha	
藤沢台六丁目6	富田林市 藤沢台六丁目地内	約 0.13 ha	
藤沢台六丁目7	富田林市 藤沢台六丁目地内	約 0.14 ha	
藤沢台六丁目8	富田林市 藤沢台六丁目地内	約 0.06 ha	
藤沢台六丁目9	富田林市 藤沢台六丁目地内	約 0.05 ha	
藤沢台七丁目1	富田林市 藤沢台七丁目地内	約 0.07 ha	
藤沢台七丁目2	富田林市 藤沢台七丁目地内	約 0.29 ha	
藤沢台七丁目4	富田林市 藤沢台七丁目地内	約 0.39 ha	
藤沢台七丁目6	富田林市 藤沢台七丁目地内	約 0.07 ha	
藤沢台七丁目7	富田林市 藤沢台七丁目地内	約 0.12 ha	
小金台一丁目3	富田林市 小金台一丁目地内	約 0.39 ha	
小金台二丁目1	富田林市 小金台二丁目地内	約 0.06 ha	
小金台二丁目2	富田林市 小金台二丁目地内	約 0.08 ha	
津々山台三丁目1	富田林市 津々山台三丁目地内	約 0.08 ha	
津々山台三丁目2	富田林市 津々山台三丁目地内	約 0.09 ha	

名 称	位 置	面 積	備 考
津々山台四丁目2	富田林市 津々山台四丁目地内	約 0.05 ha	
津々山台四丁目3	富田林市 津々山台四丁目地内	約 0.03 ha	
津々山台五丁目1	富田林市 津々山台五丁目地内	約 0.95 ha	
合 計	地区	約 50.51 ha	